

4 水域の生活環境動植物に対する被害防止

農薬を使用する際に、河川や湖沼などに農薬が流入して、魚介類に影響を及ぼすことがある。また、農薬の魚毒性評価はコイ及びミジンコで行われているが、エビ、カニ類及び海水魚は、一般的に、これらに比べ農薬に対して弱いので、農薬を使用する際には細心の注意が必要である。

(1) 農薬使用上の注意

- ア 農薬取締法第 26 条の規定により水質汚濁性農薬に指定されている農薬は有効な代替農薬があるので使用しないよう努める。

水質汚濁性農薬	主な商品名
シマジン剤※	シマジン

※人畜の被害の防止を図る観点から指定された。

- イ 農薬を使用する際には、水域の生活環境動植物に対する被害を防止するため、次の点に注意して使用する。
- (ア) 河川、湖沼及び海域の周辺において使用する場合には、水域に流入しないようする。
 - (イ) 水田で使用する場合には、農薬のラベルに記載されている止水に関する注意事項等を確認し、散布後 1 週間は止水し、かけ流し、溢水、漏水等がないよう水管理や畦畔管理に努める。
 - (ウ) 散布後に使用した機具の洗浄水及び使用残りの薬液は、河川などに流入しないようにする。
- ウ 農薬製剤ごとの水産動植物に対する注意事項は、農薬のラベルに記載されているので、使用前に必ず読む。
- エ 本県では次の規則により有害物質の遺棄漏せつの禁止と罰則が規定されている。
- ・静岡県漁業調整規則（令和 2 年静岡県規則第 61 号）

(2) 農薬散布の事前連絡と事故発生時の措置

- ア 使用地域内及びその周辺に魚介類の養殖施設がある場合には、使用する農薬の選定、使用時期、使用方法及び水管理等について、当該養殖施設関係者と十分協議の上、被害の未然防止に努める。なお、湖沼などで農薬使用による影響を受ける可能性のある漁業が営まれている場合には、同様に、当該漁業関係者と十分協議の上、被害の未然防止に努める。
- イ 万一、農薬による魚類等のへい死事故が発生した場合には、速やかに市町環境部局、農林部局、農林事務所、病害虫防除所、保健所に通報し、これら関係機関の指示に従い、適切な措置を講じる。

(3) 農薬製剤の水産動植物に対する使用上の注意事項

農薬製剤ごとの、「水産動植物への影響にかかる使用上の注意事項（製剤別一覧）」は、独立行政法人農林消費安全技術センターの下記のホームページで公開している。

独立行政法人農林消費安全技術センター（FAMIC）> 農薬 > 登録・失効農薬情報 >

<http://www.acis.famic.go.jp/toroku/>

登録農薬について > ※水産動植物への影響にかかる使用上の注意事項（製剤別一覧）